

くらしの情報が かわさき

KAWASAKI CITY

3・4月号



2018年
平成30年
2月25日
発行

- 特集記事
特定商取引法の改正と施行 …… P1・2
- いまどき相談事例 …… P3
- 消費生活サポーター養成講座 他 …… P4

発行 川崎市消費者行政センター

特定商取引法の改正と施行

東京経済大学教授・弁護士 村 千鶴子

はじめに

2016年に訪問販売などを規制した特定商取引法(以下「特商法」)が改正されました。改正法は、2017年12月1日以降に締結された契約に適用されます。以下主な改正ポイントをご紹介します。

1 権利の訪問販売・電話勧誘販売に適用の拡大

特商法では、訪問販売や電話勧誘販売を規制し、クーリング・オフなどを定めています。訪問販売や電話勧誘販売で、商品購入やサービス契約をした場合には8日間のクーリング・オフ制度があります。ところが、改正前は「〇〇の権利」「未公開株」「仮想通貨」「外国通貨」などには特商法は適用されませんでした。そのため、高齢者を狙った訪問販売等の被害が増加しているのにクーリング・オフは使えず、悪質業者に対する行政処分もできず野放し状態でした。

そこで、今回の改正で、未公開株や社債のほか、資産運用のための仮想通貨・外国通貨・「各種の権利」の訪問販売や電話勧誘販売にも、証券会社以外の業者との取引ならクーリング・オフができることとしました。また、特商法で禁止されている違法行為を繰り返す悪質業者を行政処分できるようになりました。



2 電話勧誘販売の過量販売解除制度

電話勧誘販売で、高齢者などの判断能力の低下につけこんで、同種の商品やサービスを非常識に大量に購入させた場合には、一年間契約を解除できるようになりました(過量販売解除制度)。過量販売解除制度は、2008年に訪問販売に導入されましたが、今回、被害が多い電話勧誘販売にも導入されました。解除すれば、支払った金銭の返金と商品の引取りを請求できます。